2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が法第五十一条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

二　従前の存続期間における漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実績を説明する書面

（漁港水面施設運営権の存続期間の更新に係る通知）

第四十七条　漁港管理者は、法第五十七条第三項の規定により漁港水面施設運営権の存続期間の更新をしたときは、遅滞なく、漁港水面施設運営権の存続期間の更新を受けた者に対し、更新後の存続期間を通知しなければならない。

（漁港協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四十八条　法第六十一条第一項の農林水産省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

（漁港協力団体の指定）

第四十九条　法第六十一条第一項の規定による指定は、法第六十二条各号に掲げる業務を行う漁港の区域を明らかにしてするものとする。

（削る。）

（漁港施設とみなされる施設の報告）

第五十条　法第六十六条第二項の規定により漁港施設とみなされる施設の指定の報告をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　報告者の名称

二　指定した施設の所在地

三　指定した施設の種類、名称及び構造

四　指定した施設の所有者及び管理者

五　法第六十六条第一項の規定により聴取した関係地方公共団体の意見

2　前項の報告書には、指定した施設の所在地を示す図面及び当該施設の指定に関し参考となる資料を添付するものとする。

（新設）

（新設）

（漁港施設とみなされる施設の認可申請）

第十九条　法第四十条第一項の規定に基づき漁港施設とみなされる施設の認可を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一　申請者の名称

二　認可を受けようとする施設の所在地

三　認可を受けようとする施設の種類、名称及び構造

四　認可を受けようとする施設の所有者及び管理者

五　漁港施設とみなす必要があるとする理由

2　前項の申請書には、認可を受けようとする施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面を添付するものとする。

（新設）